

四国航空株式会社 一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育てを両立することを支援し、より能力を発揮できる雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から2025年3月31日まで

2. 内 容

目標1：育児休業制度におけるパンフレットの作成、全従業員への周知

(対策)

- ・ 2023年4月～ 「母性健康管理」および「産前産後・育児休業」における法に基づく諸制度の情報収集
- ・ 2024年1月～ 制度に関するパンフレットの作成、社内イントラネットでの配信

目標2：時間単位の年次有給休暇制度を導入する

(対策)

- ・ 2023年4月～ 検討開始
- ・ 2024年2月～ 労使協定の締結、就業規則改定の準備
- ・ 2024年4月～ 制度の導入、社内イントラネットでの配信

以上

令和4年3月28日

女性活躍推進法に伴う一般事業主行動計画

四国航空株式会社

「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性従業員が職業と家庭生活の両立を支援し、より能力を発揮できる雇用環境を整備するために次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 4月 1日から2026年 3月31日まで

2. 内 容

目標1：女性従業員の平均勤続年数を10年以上にする

(取組方法)

- ・ 2022年4月から 育児休業の取得方法などを社内周知し、積極的な取得を促す
- ・ 2022年4月から 従業員との面接・懇談を定期的に行い、コミュニケーションを積極的に取る。
- ・ 2022年4月から 長期的に就業できる働きやすい環境づくりを行う

目標2：女性従業員における監督職以上の割合を30%以上にする

(取組方法)

- ・ 2022年4月から 監督職に対して、キャリアをイメージできる研修、一般職においては職場リーダーを目指す研修を実施する
- ・ 2022年4月から 仕事と家庭の両立支援を行う環境整備を整える（時間外労働の抑制など）

以上